

2025年度「お見舞金制度」のご案内

■ 1. お見舞金制度とは

お見舞金制度は、「地域子育て支援補償保険」及び「子育て相互援助活動補償保険」では補償されない部分を補う目的で、女性労働協会が独自に設けた制度です。これにより、依頼子供の加害事故^{注1)}、活動に起因した熱中症（熱射病や日射病）、感染症（インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス）、車での送迎中の事故^{注2)}についてお見舞金をお支払いします。

■ 2. このようなときにお見舞金をお支払いします

（ケガ、病気）

- ・ サービス提供会員の家族が依頼子供にケガを負わされた
- ・ サービス提供会員又は依頼子供が熱中症にかかった
- ・ サービス提供会員又はその家族が依頼子供にインフルエンザをうつされた
- ・ サービス提供会員又はその家族並びに依頼子供が、活動が原因で新型コロナウイルス感染症に感染した

（物損）

- ・ 依頼子供にサービス提供会員の家の物を壊された
- ・ 依頼子供にサービス提供会員の車を傷つけられた
- ・ サービス提供会員が当て逃げにあい車を傷つけられた
- ・ サービス提供会員の運転ミスで自分又は他者の車を傷つけた

（その他）

- ・ 不測の事態が生じサービス提供会員が支出を余儀なくされた（その額及び用途が社会通念上妥当だと女性労働協会が認めたものに限りします。）



お見舞金制度があります！

注1) サービス提供会員の財物及びサービス提供会員の同居家族の身体・財物への損害を対象とします。

注2) 自損または当て逃げにより提供会員の車が損傷した場合、及び提供会員が他人の車・財物に損害を与えた場合の事故を対象とします。

■ 5. お見舞金の支払い額

お見舞金は、実際に支出された金額（自己負担額）に応じ、サービス提供会員（依頼子供の治療費については子供の保護者）に対して、下表のとおり60,000円を限度にお支払いします。ただし、自動車事故でサービス提供会員がご自身の加入する自動車保険（任意保険）を使用した場合は、一律10,000円をお支払いします。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、感染事実が明らかな書類の提示により、死亡の場合は30,000円、感染の場合は10,000円をお支払いします。

（お見舞金一覧表）

領収金額	お見舞金
2,000円未満	免責
2,000円～4,000円未満	2,000円
4,000円～6,000円未満	4,000円
6,000円～8,000円未満	6,000円
8,000円～10,000円未満	8,000円
10,000円～15,000円未満	10,000円
15,000円～20,000円未満	14,000円
20,000円～30,000円未満	20,000円
30,000円～50,000円未満	30,000円
50,000円～70,000円未満	40,000円
70,000円～100,000円未満	50,000円
100,000円以上	60,000円
自動車保険（任意保険）を使用	一律10,000円
新型コロナウイルス感染症に感染した	一律10,000円
新型コロナウイルス感染症に感染したことにより死亡	一律30,000円

■ 6. このようなときはお見舞金をお支払いできません

- ・ サービス利用会員の家で子供を預かっていたとき、子供が自分の家の物を壊した。
- ・ 車での送迎中、サービス提供会員が対人事故を起こして他人を死傷させた。